

浜松市立芳川小学校PTA規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、浜松市立芳川小学校PTA（以下、「PTA」という。）と称する。

(会員)

第2条 PTAは、浜松市立芳川小学校児童の保護者（以下、「保護者」という。）と同校教職員（以下、「教職員」という。）で組織する。

(目的)

第3条 PTAは、児童の幸福かつ健全な成長に資することを目的とする。

(事業)

第4条 PTAは、前条の目的を達成するため次の事業を行うものとする。

- (1) 教育についての調査研究及び研修等に関すること
- (2) 児童の教育環境の整備充実に関すること
- (3) 児童の校外生活の指導に関すること
- (4) 学校及び地域との連携、協力に関すること
- (5) 会員相互の親睦に関すること
- (6) その他、目的を達成するため必要なこと

第2章 役員等

(役員)

第5条 PTAに次の役員を置く。

会長	1名	副会長	5名
庶務	3名	会計	2名
理事	15名以内		

- 2 前項役員の内、副会長1名には教頭を、庶務1名と理事1名には学校長推薦の教職員をこれにあてる。それ以外の役員は保護者会員から選出することとする。
- 3 保護者選出役員の選出方法は別にこれを定める。
- 4 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(委員)

第6条 PTAに学年委員と地区委員を置く。

- 2 学年委員は、各学年から必要人数を互選により選出する。ただし、各学年必要人数はその年毎の状況を考慮し選出する。
- 3 地区委員は、各地区の会員から1名を互選により選出する。ただし、各地区の会員数等により増員することができる。
- 4 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 学年委員と地区委員は兼ねることはできない。
- 6 各専門部副部長は上記にかかわらず委員とする。

(役員等の任務)

- 第7条 会長は、PTAを代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときはこれを代理する。
 - 3 庶務は、PTAの運営に必要な庶務、会務の処理にあたる。
 - 4 会計は、PTAの会計にあたる。
 - 5 理事は、PTAの企画運営にあたる。
 - 6 学年委員は、学年担当の教職員と協力し、PTA活動の企画運営にあたるとともに、学校と家庭との連絡調整にあたる。
 - 7 地区委員は、地区担当の教職員と協力し、地区ごとのPTA活動の企画運営にあたるとともに、学校と地域との連絡調整にあたる。

(顧問)

- 第8条 PTAに顧問を置くことができる。
- 2 顧問は会長の諮問に応じ意見を述べるができる。
 - 3 PTAは会計監査をおく。
 - 4 顧問と会計監査の委嘱方法は別にこれを定める。

第3章 会議

(総会)

- 第9条 総会は、全会員で構成し、会長がこれを招集する。
- 2 総会の議長は、会長が任命する。
 - 3 総会は、次の各号に掲げる事項を審議し承認することができる。
 - (1) 予算及び活動事業計画に関すること
 - (2) 決算及び事業報告に関すること
 - (3) 役員に関すること
 - (4) その他、特に重要な事項に関すること
 - 4 総会は、定期総会を年1回開催するほか、必要に応じて臨時開催することができる。

(委員会)

- 第10条 委員会は、役員及び委員で構成し、会長がこれを招集する。
- 2 委員会の議長は、会長が任命する。
 - 3 委員会は次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 予算及び活動事業計画に関すること
 - (2) 決算及び事業報告に関すること
 - (3) 役員に関すること
 - (4) その他、特に重要な事項に関すること
 - 4 委員会は、年2回開催するほか、必要に応じて臨時開催することができる。

(理事会)

第11条 理事会は学校長及び役員で構成し、会長がこれを招集する。

2 理事会の議長は、会長が任命する。

3 理事会は、PTAの運営に必要な事項について審議する。

4 理事会は、必要に応じ随時開催することができる。

第4章 専門部

(専門部の設置)

第12条 PTAは、第4条に掲げる事業を行うため、理事会の基に次の専門部を設ける。

厚生部

広報部

施設部

校外生活部

2 会長は、必要に応じ委員会の了承を得て、前項に定める専門部以外の専門部を設けることができる。

(専門部の構成及び任務)

第13条 専門部は、学年委員、地区委員、会長が委嘱する会員(以下、「委嘱部員」という。)及び校長が推薦する教職員で組織し、その構成は別に定める。

2 各専門部は、保護者部員の互選により別に定める人数の部長および副部長を選出する。また、会長は、学校長の推薦する教職員1名に副部長を委嘱することができる。

3 厚生部は、次の各号に掲げる事項を任務とする。

(1) 会員の社会教育、研修に関すること

(2) 保健及び体育に関すること

(3) PTA活動の企画運営に関すること

4 広報部は、次の各号に掲げる事項を任務とする。

(1) PTAだよりに関すること

(2) PTA活動の広報に関すること

5 施設部は、次の各号に掲げる事項を任務とする。

(1) 資源回収に関すること

(2) 学校施設の整備充実に関すること

6 校外生活部は、次の各号に掲げる事項を任務とする。

(1) 南陽中学校区、東陽中学校区青少年健全育成会に関すること

(2) 児童の交通安全に関すること

(3) 児童の校外生活に関すること

第5章 会計

(経費)

第14条 PTAの経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 会費は、一児童年額1000円とする。

3 PTAの経費は、総会等にて承認された予算に基づき執行する。

4 PTAの決算は、会計監査後、総会等にて報告しなければならない。

(会計年度)

第15条 PTAの会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(特別会計)

第16条 PTAは、特別の目的のため、特別会計を設けることができる。

第6章 雑則

(帳簿)

第17条 PTAに次の帳簿を備える。

役員及び委員名簿

会計簿

記録簿

その他必要とする帳簿

(改正)

第18条 この規約は理事会の議を経て、総会等に提案し、PTA会員の過半数の賛成により改正することができる。総会にて改正の場合、出席者の過半数で改正することができることとする。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成9年4月1日から施行する。

なお、浜松市立芳川小学校PTA規約(平成6年4月1日施行)は平成9年3月31日をもって廃止する。

2 この規約は、平成13年4月1日から改正。

3 この規約は、平成16年4月1日から改正。

4 この規約は、平成20年4月1日から改正。

5 この規約は、平成23年4月24日から改正。

6 この規約は、平成29年4月23日から改正。

7 この規約は、平成30年4月22日から改正。

8 この規約は、平成31年4月1日から改正。

9 この規約は、令和4年4月1日から改正。

10 この規約は、令和5年4月1日から改正。

浜松市立芳川小学校PTA役員選考規定

(目的)

第1条 この規定は、浜松市立芳川小学校PTA規約第5条第3項及び第8条第3項に基づき保護者役員の選出方法及び顧問の委嘱方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員選考委員会)

第2条 PTA役員候補の選出を行うため、PTAに役員選考委員会を置く。

2 役員選考委員会はPTA会長、以下専任理事（教頭を除く）及び各地区の地区委員の代表1名ずつで構成し、PTA会長がこれを召集する。

3 役員選考委員会の代表は、PTA会長がこれにあたる。

(役員の選出)

第3条 役員選考委員会は保護者会員の中から次の役員候補者を選出し理事会に報告する。

会 長	1名
副 会 長	4名
庶 務	2名
会 計	2名
理 事	8名以内

2 理事会は、前項の報告を審議し、委員会等に役員案を提案するものとする。

3 役員は、委員会等にて審議後、総会等の承認をもって決定する。

(専門部長)

第4条 各専門部長は、前条に関わらず理事となる。

(顧問・会計監査の委嘱)

第5条 顧問と会計監査は、理事会の承認により会長が委嘱する。

(改正)

第6条 この規定は、理事会の議をへて、委員会等の承認により改正する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、平成9年4月1日から改正。
- 2 この規定は、平成20年4月1日から改正。
- 3 この規定は、平成21年4月1日から改正。
- 4 この規定は、平成23年4月1日から改正。
- 5 この規定は、平成24年4月1日から改正。
- 6 この規定は、平成25年4月1日から改正。
- 7 この規定は、令和5年4月1日から改正施行する。

地区委員の増減員に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、浜松市立芳川小学校PTA規約第6条第3項に基づき地区委員の増減員について必要な事項を定めることを目的とする。

(地区委員の増減員)

第2条 安松地区は安松一区、安松二区、安松三区及び安松四区を地区とみなし、それぞれの地区委員を1名とする。

2 前項の規定にかかわらず会長が必要と認めるときは、その地区の実情により地区委員を2名まで増員することができ、会長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、平成9年4月1日から改正。
- 2 この規定は、平成10年4月1日から改正。
- 3 この規定は、平成12年4月1日から改正。
- 4 この規定は、平成15年4月1日から改正。
- 5 この規定は、平成23年4月1日から改正。

資源物回収等特別会計規定

(設 置)

第1条 PTAは、浜松市立芳川小学校PTA規約第17条に基づき、資源回収及びバザー（以下「資源回収等」という）の収益金の適正な運用のため、資源物回収等特別会計（以下「資源回収会計」という）を設置する。

(収入・支出)

第2条 資源回収会計の収入は、資源回収等の収益金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 資源回収会計は、学校環境整備、児童の教育活動及びPTA活動に係る経費に支出することができる。

(会計年度)

第3条 資源回収会計の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算・決算・監査)

第4条 資源回収会計の予算は、会計年度毎に総会等の承認を受ける。

2 資源回収会計の決算は、会計監査後、総会等に報告する。

3 資源回収会計の会計は、会計がこれにあたる。

4 資源回収会計の監査は、会計監査がこれにあたる。

(改正)

第5条 この規定は、理事会の議をへて、委員会等の承認により改正する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、平成9年4月1日から改正。
- 2 この規定は、平成15年4月1日から改正。
- 3 この規定は、平成24年4月1日から改正。
- 4 この規定は、令和5年4月1日から改正。

浜松市立芳川小学校PTA専門部規定

(目的)

第1条 この規定は、浜松市立芳川小学校PTA規約(以下「規約」という。)第14条に基づき専門部の構成について必要な事項を定めることを目的とする。

(各専門部の構成)

- 第2条** 厚生部は、学年委員、委嘱部員及び教職員で構成する。
- 2 広報部は、学年委員、委嘱部員及び教職員で構成する。
- 3 施設部は、学年委員、委嘱部員及び教職員で構成する。
- 4 校外生活部は、地区委員及び教職員で構成する。
- 5 各専門部の構成人数は、会長が定める。

(副部長の人数)

第3条 規約第14条第3項により保護者部員の互選により選出する副部長の人数は2名以内とし、会長がこ

れを定める。

(改正)

第4条 この規定は、理事会の審議をへて、委員会等の承認により改正する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、平成9年4月1日から改正。
- 2 この規定は、平成10年4月1日から改正。
- 3 この規定は、平成11年4月1日から改正。
- 4 この規定は、平成12年4月1日から改正。
- 5 この規定は、平成23年4月1日から改正。
- 6 この規定は、平成31年4月1日から改正。
- 7 この規定は、令和5年4月1日から改正。

浜松市立芳川小学校PTA慶弔規定

第1条 この規定は、芳川小学校(父母、児童、教職員)関係の慶弔、見舞等について基準を示したものである。

第2条 慶事

会員が、PTA活動の推進、または特に功労があったと思われるときは、理事会において協議し感謝状を贈呈する。

第3条 弔事

1. 児童の不幸

児童が死亡したときは、PTA会長・学校長・学級担任および児童代表が葬儀に参列し弔意を表す。(金3000円を香料とする)

2. 父母(保護者)の不幸

児童の父母(保護者)が死亡したときは、PTA会長・学校長・学級担任が葬儀に参列し弔意を表す。

ただし、校務に支障のある場合、その他の理由で代表者のみ参列し、弔意を表すことがある。
(金3000円を香料とする)

3. PTA役員の不幸

PTA役員が死亡したときは、PTA役員及び教職員は会葬する。

ただし、校務に支障のある場合、その他の理由で代表者のみ参列し、弔意を表すことがある。
(香料は、その都度協議する)

4. 教職員の不幸

教職員が死亡したときは、PTA役員、教職員及び児童代表が会葬する。

ただし、校務に支障のある場合、その他の理由で代表者のみ参列し、弔意を表すことがある。
(香料は、その都度協議する)

5. PTA役員、教職員の家族(同居家族)の不幸

PTA役員、教職員の親族が死亡したとき、PTAの代表・教職員の代表は、会葬し弔意を表

す。

(会葬や香料については、その都度協議する)

ただし、親族は一親等の同居家族(血族姻族)までとする。

6. 会員・児童が初盆の場合、PTA会長・学校長・学級担任が焼香し、盆供1000円を供える。

ただし、校務に支障のある場合、その他の理由で代表者のみ焼香することがある。

第4条 見舞

1. 児童が、負傷または病気で長期欠席のときは、そのときの入院日数により見舞金を贈る。

1週間以上の入院 3000円

2週間以上の入院 5000円

2. 会員が、校務中の事故で一週間以上の入院、またはこれに準ずるときは正副会長・理事で協議の上見舞金を贈る。

3. 会員が、火災・風水害等により災禍を受けたときは、正副会長が協議の上見舞金を贈る。

4. 見舞金の額は、その都度協議する。

附 則

1 規定中の役員とは、現職理事以上とする。

2 本規定によって処理できない事態が生じた場合は、その都度理事会で協議し、決定する。

3 本規定の改正は、理事会において決定する。

附 則

(施行期日)

1 この規定は、昭和51年4月1日から改正。

2 この規定は、平成9年4月1日から改正。

3 この規定は、平成15年4月1日から改正。

4 この規定は、平成20年4月1日から改正。

5 この規定は、平成30年4月22日から改正。

6 この規定は、令和3年4月1日から改正。

7 この規約は、令和5年4月1日から改正。

